

第1304回 高知市教育委員会 7月定例会 議事録

1 開催日 令和6年7月23日(火)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第27号 令和7年度使用高知地区教科用図書採択について

日程第3 市教委第28号 令和7年度使用高知地区中・義務教育学校教科用図書(学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。)の採択について

日程第4 市教委第29号 令和7年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について

日程第5 市教委第30号 高知市工石山青少年の家指定管理者審査委員会委員の委嘱等について

報告 ○令和6年度教育委員会事務の点検・評価について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	松 下 整
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	竹 内 清 貴
	教育次長	植 田 浩 二
	教育政策課長	岸 田 正 法
	学校教育課長	川 元 雅 一
	学校教育課教育企画監	市 原 俊 和
	学校教育課学力向上指導監	岩 城 多加仁
	青少年・事務管理課長	北 川 朋 代
	教育政策課長補佐	神 岡 純 子
	教育政策課総務担当係長	西 野 友 庸
	学校教育課指導主事	馬 詰 敦
	学校教育課指導主事	廣 瀬 友 樹
	教育研究所指導主事	百 田 博 臣
	教育研究所指導主事	谷 陽 子
教育政策課主査	四 國 真 衣	

1 令和6年7月23日（火） 午後3時50分～午後5時10分（たかじょう庁舎6階大会議室）

2 議事内容

開会 午後3時50分

**松下教育長**

ただいまから、第1304回高知市教育委員会7月定例会を開会いたします。

日程第1，会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、野並委員，お願いいたします。

**野並委員**

はい。

**松下教育長**

本日は議案が4件，報告事項が1件となっています。

議事進行の都合により，日程第5 市教委第30号及び報告事項から進めたいと思います。よろしいでしょうか。

**委員一同**

————— 【異議なし】 —————

**松下教育長**

御異議なしと認めます。

それでは，日程第5 市教委第30号「高知市工石山青少年の家指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

**青少年事務管理課長**

資料5ページ，市教委第30号「高知市工石山青少年の家指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」御説明いたします。5年ごとの高知市工石山青少年の家の指定管理の公募に伴うものです。資料6ページの委員名簿を御覧ください。高知市工石山青少年の家指定管理者審査委員会は，「高知市指定管理者審査委員会条例」に基づき設置するもので，学識経験者や本市職員のうち委員7人以内をもって組織するものです。また，「高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則」第3条第1項により，対象施設に関して専門的な知識又は識見を有する委員4人以内を高知市教育委員会が委嘱することとなっております。まず，名簿4番，四国税理士会高知県支部連合会 常任理事の佐々木敏夫氏は，行政改革推進課から指定された方で，指定管理候補者の経営の観点から御意見をいただきます。次に，名簿5番，高知市旅館ホテル協同組合副理事長 谷脇匡晃氏は，工石山青少年の家が宿泊施設であることから，高知県旅館ホテル生活衛生同業組合から推薦をいただきました。行政との関わりについても，第三期高知市中心市街地活性化推進計画策定検討委員会の委員の御経験もございましたし，御自身が代表取締役であるオリエントホテル株式会社は，同じく土佐山地域にあるオーベルジュの指定管理者でもありますので，中山間地域の宿泊施設の御意見をいただけるのではないかと考えております。次に，名簿6番，鈴木康郎教授は，高知県立大学地域教育研究センターから御推薦をいただきました。御専門として，「山村留学」や「中山間地域における地域創造」等を研究されており，中山間地域と教育の視点から御意見をいただきたいと考えております。次に，名簿7番，高知県青年団協議会監事 森岡千晴さんです。森岡さんは，地域活動を通して，世代を超えたつながりや町の活性化の活動をされており，現在も「高知市まち・ひと・しごと創生有識者会議委員」，「高知市安全で安心なまちづくり会議委

員」,「高知県社会教育委員会委員」をされています。最後になりましたが, 委員名簿の1番から3番までの方は,「高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則」の第3条第2項により,本市職員の総務部副部長・財務部副部長・対象施設を担当する教育次長をもって充てています。任期につきましては,令和6年10月1日から令和7年3月31日です。説明は以上でございます。

#### 松下教育長

この件について, 質疑等はありませんか。

#### 西森委員

やっぱり慣例によって男女共同参画のことを言わなくてはいけなくて, 男女共同参画推進委員を私も森田先生も一緒にやらせてもらっていますけれど, 最近高知市のそういうのを見させてもらったら, これはどうしても無理という分野じゃないところまでこの状態ということが分かってきております。漁業と工業と何なら暴力団排除の分野なんて言われたら, これは女性を探すのは至難の業になることは分かりますけど, どう考えても税理士の女性いますよねという話になって, ホテル関係女性絶対いますよねとなる。この鈴木先生という方は唯一無二というかオンリーワンな研究をされているならそれはそれとして, その中で7番の方は女性ですか。

#### 青少年事務管理課長

そうです。

#### 西森委員

そうですよね。ちょっと工夫が見えないということは申し上げざるを得ないと思います。次回からはもうこれはやめていただきたいとはっきり申し上げておきます。

#### 青少年事務管理課長

4番の佐々木税理士さんにつきましては, 行政改革推進課から指定をされるのでこちらの方で避けようがありません。

#### 西森委員

これはどうして指定されるんですか。

#### 青少年事務管理課長

行政改革推進課が指定管理の制度をやっております, そちらから四国税理士会の方に税理士さんを紹介してくださいということで年度当初に依頼をするようです。その後今年度の指定管理をする, 公募をする所管課に割り当てられるようになっておりまして, ほぼこの1番から4番まではもう充て職のような形になっております。

#### 西森委員

女性でという指定はしているんですか。

#### 青少年事務管理課長

しているのではないかと思います, 私では分かりません。

#### 西森委員

ですのでそういうところがやっぱり意識がないんだと思うんです。どうしても女性が出せない, 女性でないといけないわけじゃないですけど, ただ税理士さんについては申し訳ないですが女性でも替えは全然利くと思うんですよね。だからそこで行政改革推進課からのこれになっているのでというときに, せめて女性でというふうに言ったら, 何が何でもその四国税理士は女性を推進してくると思うんですよ。恐らくそこでも多分誰も女性にしようという意識を持っていない。大体これ見たら分かるじゃないですか。ただ, 次はもうお願いします。挙がってきたらもう否決できないという感じなのでもうしょうがないですが, 1番から3番が男性になるなんてことはもうほぼこれは決まりなので, そうすると4割目標でいこうとしたら3人せめて確保したいという計算が多分出てくるんですかね。そうしたときに, 可能性があるのはどこと言ったときに, 7番は決まっているからあと二人となったときに4番, 5番しかないと思います。例えば行政改革推進課が枠をいくつか持

っているんだったら、行革に女性で各課に割当てできるようにしといてくださいという話にしないといけないってことなんでしょうね。すみません、男女共同参画推進委員として言わせてもらいます。以上です。

#### 青少年事務管理課長

ありがとうございました。

#### 谷委員

私も同じようにやっぱり7名おる中で一人だけ女性というのはちょっともうこれからはどうかなという感じがします。いろんな絡みがあって、指定されておりますとかでそういう状況にはあると思いますが、やっぱりいろんな工夫をしていかないといけないですし、7人いたら2名ぐらいは女性であってほしいと思います。いま西森さんがおっしゃったように、次回はもう必ず女性を増やして出していただくということのもとに承諾でどうでしょうか。

#### 西森委員

そうですね。

#### 青少年事務管理課長

当課の方でも推薦を受けるときに女性の方をということで要請はしたんですけれども、推薦いただいたのが男性であったということもありました。次回からはもっと努力します。

#### 谷委員

よろしくをお願いします。

#### 森田委員

女入れろ男黙っているということでは決してなくて、目標がどこにあるかということでこれは手段であって利用する人が男の人95パーセントというわけではなく、いろんな人たちがいるわけなのでやっぱりその審議をする人たちもいろいろ一定の属性に偏らないということ、もちろんそれでの上の人ばかりとか若い人ばかりとかなくてもまた困りますけど。そういうことのお願いという意味で私も賛同するところです。

#### 松下教育長

構いませんでしょうか。ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第30号「高知市工石山青少年の家指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

#### 委員一同

————— 【異議なし】 —————

#### 松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第30号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。

「令和6年度教育委員会事務の点検・評価について」、事務局からの説明をお願いします。

#### 教育政策課長

令和6年度教育委員会事務の点検・評価につきましては、先月6月の定例会で対象となる事業をGIGAスクール構想推進事業、不登校対策、学力向上対策この三つであることを御承認いただきましたが、一部についてはサブタイトルや資料の変更を行うこととなっておりますので今回報告するものでございます。三つのうち不登校対策については、変更はございませんのでGIGAスクール構想推進事業と学力向上対策の二つについて、御説明いたします。

#### 松下教育長

GIGAスクールをお願いします。

## 学校教育課教育企画監

G I G Aスクール構想推進事業につきましては、6月の定例教育委員会での御指摘を踏まえまして、資料の変更点を御説明いたします。本市の進めるG I G Aスクール構想推進事業のサブテーマにつきましては、「G I G Aスクール構想 NEXT G I G Aへ～デジタルを活用した教育の充実～」に変更はございません。NEXT G I G Aとは、これまでのG I G Aスクール構想推進がどうすれば1人1台端末の整備、あるいはネットワーク整備、そういったハードウェア整備にどちらかという重きを置かれていたことに対しまして、こういった整備された環境のもと次世代の学びに適した環境で個別最適な学び、協同的な学びを実現し児童生徒の可能性を最大限に引き出すための取組を指すものと考えております。

本市では、これまで60校60通りのG I G Aスクール構想によりまして、それぞれの学校でデジタルを活用した授業改善によりNEXT G I G Aへ向かっていこうとしてきました。今回の資料ではこれらの取組のプロセス等が見えなかったため、資料中段の左になりますが学びのDXに向けた60校60通りのG I G Aスクール構想では、管理職による自己評価、A型B型C型と自己評価いただいておりますけれども、そのC型、活用初期型と自校で評価しました学校数が令和5年度は23校ございましたがこれは今年度中にゼロ校へと具体的な取組を示したほか、資料中段右側の1人1台端末の日常的な持ち帰りにつきましては、全ての小中義務教育学校で取り組むとしまして、また、1人1台端末の毎日の活用では全ての小中義務教育高等学校で取り組むことを記述しまして、それぞれ100パーセントという記載をしておりましたけれどもそういった記載を取り下げております。

令和7年度には、1人1台端末の更新に向けて新たな取組が開始されていきます。そのようなの前にNEXT G I G Aへ向かう授業改善について学校現場と共に取組を強化してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

## 松下教育長

ここで1回切りましょうか。G I G Aについて、アドバイスいただいて直してきた部分がありますが御意見ありましたらお願いします。

## 谷委員

大分分かってきました。ありがとうございます。この下のA I型デジタルドリルこれはなんて読みますか。

## 学校教育課教育企画監

「キュビナ」と読みます。

## 谷委員

「キュビナ」ですね。効果的な活用の中の「量が質を高める」というのはどういう意味ですか。

## 学校教育課教育企画監

これはA I型という特質、特性もありましてどんどん問題を解いていくほどにその子に適した問題が、最適化された問題が出題されるようになります。そういったことも含めてたくさん問題に取り組んで量を高めていくことが質につながっていくというふうな性質がありますので、今高知市立学校では、小学校では月に250問以上、それから中学校では300問以上を一つの目安に解いていきたいと思いますという取組をしております。こういった250問あるいは300問というラインを引いたことによりまして、子供たちもある程度目標を持って取り組みますし、そしてこの一定量が担保されることによりまして児童生徒の質、成績も向上しつつあるというふうな兆しが見えております。まだ取り組み始めたばかりですけれどもそんな状況です。

## 谷委員

この「量質転化の法則」は誰かの有名な法則ですか。

## 学校教育課教育企画監

誰が言ったかは分かりません。

## 谷委員

説明を聞くと分かりました。

## 西森委員

事前に資料を拝見して、そのときはあまりぴんときていなかったことですが、250問以上300問以上というのは、一人当たりの月平均回答数、科目でいうとどこに跨っていることになりませんか。国語・算数が250問以上なのか、国語のみ算数のみの250問以上なのか。まずその1点でございます。

実践について見せていただいたことがありましたか。以前、教育総合会議で見せてもらいましたがそのときは多分まだ初期型という感じ、プロトタイプで多分発展していつていると思うんです。今この問題を解くことでどこら辺に到達できるのかというのを教えていただければと思います。昔みたいな感じだと1900何年に誰々が何々をやった、これは誰ですか的なクイズですよ、極端に言えば。どう問題が出て解いていって、今言われる考える力みたいなそういうのがなんて言うんでしょう、うまく言えませんが、学テには対応しているんですかだったり、逆に対応していることはすごく良いことなのか悪いことなんかだったり、大学受験につながる共通テストが書かされる話に対して、どういう問題が出て量が質が高まったら記述もできるようになったというようなことなのか。そこら辺のことをお伺いしたいです。

## 学校教育課教育企画監

まず1点目の御質問ですが、この目標値につきましては教科は指定しておりません。全てひっくるめての250問あるいは300問ということになりまして、デジタルドリルが教科でいうと5教科、国語、算数・数学、理科、社会、英語となっております。1番多いのは算数・数学ですがいろんな教科に跨って満遍なく学習はされているようです。2点目の御質問ですが、どちらかという知識理解面を強化していくという考えがありますが、授業との並行で知識理解はA I型デジタルドリルで強化して、そしてその後授業で思考力判断力といったものを高めていこうというふうな構成をしている授業が増えてきております。全てを任せるとするのは全く考えていなくて、先生とA Iのコンビネーションを作っていこうと研究を進めております。

## 西森委員

雑然とした質問をさせていただいたので申し訳ありませんでした。だからやっぱり思考力と技術力といったところで、そこにデータになるものを知識と言われているものであったりするわけかもしれないですけど、そういう材料がやっぱりある程度ないとその上で考えようとしないと考えられないんだろうと思いますので、今までその知識を獲得するのに膨大な時間とか根性とかいろいろ使って問題を解いて行き着くのが精一杯だったものを、ある程度こういうデジタルツールに任せて思考力の方に授業は割いていって、今求められている技能を身につけていこうみたいなそういうようなイメージなんではないでしょうか。

## 学校教育課教育企画監

はい。

## 西森委員

分かりました。ありがとうございます。

例えばですけど、学校で250問以上解こうと思ったらそれこそどれくらいの根性がいるのでしょうか。1日1時間は頑張れみたいな感じなのか、楽しかったら全然それも苦じゃないと思うんです。解くスピードにもよるんでしょうけれど、どれくらいの時間、頑張り度はどれくらいで250問いくものですか。

## 学校教育課教育企画監

昨年度に効果測定を行いました。そのときは、どのくらいの量を解くと成績が向上するのかというふうなことを調べましたけども、1日9分やると成績が伸びているということが分かりました。それから、忘却の速度がありますけども、そこもA Iが判断しておりまして、その子の忘却を判断して、そこにまた最適な問題をというようなアルゴリズムのようなものです。

## 西森委員

その9分、10分頑張ったら成績はもう大体上がっている感じだし、250問ぐらいはこなしているという感じですね。

## 学校教育課教育企画監

学校によりますが、やっている子は月に2,000問など、ものすごいやる気になってやっている子もいます。

## 西森委員

ありがとうございます。

## 森田委員

やらない子のサポートということと、結果としてやっていない子のサポートと関連するかもしれないですけど、ここにおける教員の役割はどこに重点を置くべきかを教えてください。

## 学校教育課教育企画監

マネージャー機能がありまして、教員は一人一人の状況を瞬時に把握することができます。どの時点で誤答が出たのかデータ分析が非常に容易になっておりまして、あまりできていない子についてはすぐ教員にアラートがあがりますので把握することができます。そういったことを見ながらやっておりますが家庭学習にした場合は、非常に幅が出てきます。ですので、教員は例えば10分と決めて制限を加えた上でクラスの子に出題することができます。放置しておくとも無限に問題が出される、レベルを落として間違ふたびに問題が出てきてそれで嫌になってしまうようなことのないように、必ずそういったマネジメントをするようにワークシートを配信しています。できるだけ早く把握できるような仕組みを検証しております。

## 森田委員

逆に教員がどこに焦点を当ててとか、どういう子に注目すべきかということも、役割としては必要になってくると思います。

## 学校教育課教育企画監

見える化できます。

## 森田委員

ありがとうございます。

## 松下教育長

一旦構いませんでしょうか。それでは学力をお願いします。

## 学校教育課学力向上指導監

学力向上対策について御説明いたします。

今回のポンチ絵ですが、より良いものを報告できるようにと見直しを行いましたので、その変更点を報告させていただきます。大きな変更点につきましては、前回のポンチ絵では令和3年度から令和6年度の学校が自立に向けた支援の見通しを中央に配置しておりましたが、今回のポンチ絵では、成果と課題と学力向上アクティブ・プランを絡めて組織的な充実と児童生徒一人一人の学びの充実、そして学力の向上に向けた方向性をポンチ絵中央の改善に向けて進めることでより分かりやすく見直して作成してまいりました。報告は以上です。

## 森田委員

前もお伺いした記憶がありますが、右の体制の中で、学力向上推進委員の10名の先生がいらっしゃっての話の中に、技術や家庭科とか美術などというのは、これはもうあえて入れないのか、今後ちょっと検討するとかその辺りどうなのかと思っています。技術や家庭科はものづくりや持続可能性の社会など、今学力にダイレクトというわけではなくてもその学びの先にあるものとかで結構関連していたりもするので、自分もそういうところにいるんですけど、その辺りがどうなのか教えてください。

### 学校教育課学力向上指導監

先ほど御指摘ありました、家庭科や技術とかも日常生活の中で問題解決を自分の中でしていく、いわゆるその資質能力の部分もダイレクトに子供たちも必要性とか実感がある教科だと思います。

その中でもその派遣につきましては、県の小中学校課から派遣していただいているというところもありますので、高知市の意向と、また、県の意向を協議しながら教科については考えて提案していきたいと思います。

### 森田委員

是非よろしくをお願いします。美術とか音楽とかそういうものと学力が結構関連しているところもあるという勉強を私もしておりますと想ったところです。

### 谷委員

直接これと関わらないのかも分かりません。今年度の学テの発表はいつになりますか。

### 学校教育課学力向上指導監

7月22日です。文科からデータが届きまして、今データ処理をしているところです。

### 谷委員

いつ頃分かりますか。

### 学校教育課学力向上指導監

公表につきましては概要版の件数だけはすぐに報告はできますが、教育委員会へ報告する際には、改善策も併せて記述することとなっています。また改善策を協議しまして、8月末の県市連携会議の後には改善策を含めた報告ができると思います。県の公表日は、7月末となっておりますので概要版につきましては8月の頭には報告できると思いますが、改善策については少し時間をいただくこととなります。

### 谷委員

そうですね。そしたらこの左の端が6年に変わりますか。変わらないですか。これはこのままでしょうか。

### 学校教育課学力向上指導監

そうですね、4月1日作成ということになっていますので、5年8月にさせてもらっています。

### 谷委員

分かりました。22日に分かったのは良い方向なのでしょうか。まだ言うてはいけないのでしょうか。

### 松下教育長

報告を8月の定例教育委員会ではできますか。公表の前ですと当然秘密会になるとは思いますけれど、お示しすることはできますか。

### 学校教育課学力向上指導監

8月であればできます。

### 松下教育長

公表日によって秘密会にせずに出せるということはあると思いますけれど、8月の定例教育委員会では出していただけるとのことです。

### 谷委員

ありがとうございます。

### 西森委員

これも前回お聞きすべきだったのですが聞き漏らしているかもしれません。GIGAスクール推進プロジェクトチームは何人ぐらいでどこに置かれているのでしょうか。具体的なイメージで言うとどんな感じになるんですか。学力向上推進室にはこの現役の先生方が10名ぐらいこの水色のところとオレンジのところの室員の先生方がいて、スーパーバイザー10名で退職校長等ということで、ここが20名体制になるんですか。その先生方の拠点はどこか。この辺の建物のどこかにいらっしゃ



ったりするのか、毎日あちこちお出かけされているのかと思ったりしますが、各学校に行っている相談にも乗り、御指導もされ、恐らく推進室を拠点として情報交換もし、各校の状況でありそれが高知市全体の状況でありということをしている御協議なさるのかなというようなイメージをとりあえず持っています。G I G Aスクール推進プロジェクトチームが一方であって、こことは結局どういう連携になっていくのかというのが分からない。G I G Aがなかったら、何となく前半で完結しそうな感じがします。例えばG I G Aというのがある、こちらはこちらでキュビナを使いましょうとか持ち帰ってどんなふうに使っていますかという部分がある、G I G Aスクール推進プロジェクトチームも技術面のことばかりやっているということではなくて、それもまた教員の教育的力を持っておられる方たちでどういうコラボをされるのかということと、どれぐらい交流されるのか。どんな感じですか。

#### 学校教育課学力向上指導監

G I G Aスクール推進プロジェクトチーム自体は、学校教育課の自分たちの推進室の隣に席がありまして、日常的な相談や連絡ができる形になっています。また、拡大委員会という形で、推進室とG I G Aプロジェクトチームと研究所も入りながらこれからの方向性などを協議しながら、情報交換しながら、一緒に授業改善に向けての協議をしています。

#### 松下教育長

補足をするとは最初は導入、ハードと言いましょか、環境と言いましょか、そういうものを一方でやらないといけなくて、それができて、次は先生も子供も「使う」というフェーズに入って、その次は当然学力向上も含めた授業改革のために授業の中でどう使うのか、そういうふうずっと流れてきていて、5年度、6年度辺りについては、G I G A単独で学力向上室が単独でというのだとなかなか合わさらないというところがあり、うまくくっつくことができるようにと特に顕著にやり始めたのが今年という形になります。ですから、どうしてもツールなのに何か目的になってしまうというところはどんな場面でもあると思いますけど、そのツールを使って学力向上や授業改善をというところに行かない限り、分かれている限り駄目なんですよ。だからそれをくっつけるというのを特に今年はやっているところです。それがずっと続いて、もっともっとごっちゃになるということが多分望ましいんだらうと思います。でも完全にG I G Aスクールチームと学力向上チームが一緒になるみたいな、そこまではなかなかまだいっていない、まだ途中経過というところだと思います。

#### 西森委員

ありがとうございます。それで言うと今までは、学力向上推進室が何年か前にできて先生個人が授業改善をしましょうではなくて、先生の先生ができる、しかもそれは授業だけではなくて学校経営みたいなのところについても入っていかれる、高知市教育委員会としっかり現場の学校がコラボして前に進んでいくみたいな感じでずっと頑張って取り組んでこられたというイメージがございましたけれど、今回6年度の体制というのは、正にこの右側の図を見れば分かるという形なのかもしれないんですが、売りとしたら、これをあえて文字に起こすとすれば、高知市学力向上推進室とG I G Aスクール推進プロジェクトチームの連携の強化みたいなのが副題になってくるわけですね。令和6年度の体制ということであえて副題をつけるとすれば、今回のメインイベントの一つが学力向上推進室とG I G Aスクール推進プロジェクトチームの連携の強化でいいわけですか。

#### 松下教育長

ここはどうでしょうか。もちろん一つなんですけれど、推進室が思っているこの次代を見据えた取組の推進というのが、学力向上推進室とG I G Aスクール推進プロジェクトチームの連携がどこへ入るのか。今、西森委員さんがおっしゃっていただいたのは、この体制の下辺りに大きく記載するということなのか、それとも校長会との連携などの四つ目に入るのか、それともやっぱり今のこの場所での黄色の両方向の矢印にもうちょっと連携と大きくと書くなど。イメージとしてはどうですか。二つのチームの長としてここでもう決めましょう。

## 学校教育課教育企画監

常にディスカッションしながら取組を進めております。どっちかというG I G Aが際物的な見方をされる部分が今までありましたけど、そうではなくて授業改善に向けて2チーム共にどう授業改善していったらいいかという本質的な論議の中で特に今年は進んでまいりましたので、両方向矢印が一番イメージ通りです。

## 松下教育長

原案通りがイメージ通りということですね。そしたら今おっしゃっていただいたのでその連携が分かるような、もちろんこの両矢印で連携なんだろうなということ分かるけれど、令和6年の目玉の一つだと思っているのもっと目立つようにしましょうか。

## 西森委員

1枚に収めるというのは結構無理があって、本当はこの1番下の3分の1の部分、この部分を大きく出したいんですよね。次代を見据えた取組の推進はずっとやってきていて、昭和も平成を見据えてやっていて、1番下の三つというのは、高知市学力向上推進室が今までやってきたことと多分そんなに変わらないですよ。少なくとも上から二つはそのままですよ。1番下が加わったかと言われると、逆に加わったと令和6年では言いづらくて、いや前から学力向上推進としてはこれも意識してやっていましたという意味では、これも変わらないんです。だから学力向上推進室の体制と役割については、この上の薄緑のカラーリングの中にあるもので、下の緑枠のもので学力向上推進で昨年までは収まっていたというか、そこにこれも今までもやっていたけれど校長会でも教育研究所とも高知市教育研究会とも連携していたので、強いて言うなら学力向上推進室にこう連携矢印が三つぶら下がっている格好になっているんですよ。正に今もこれなので、もしもちょっとスペースがあったら学力向上推進室を中心にしてそういうのも入れたかったし、当然それが各学校ともつながっているみたいなこんな絵になるんだろうと思います。このG I G Aスクール推進プロジェクトチームがバーンとこう出てきている感じになっていて、その実態を分かっていない人間はこれって何人ぐらいでどこにいらっしゃるんですかみたいになっているので、これは先ほどの市原先生の言葉を借りると際物でと言われて、今まで別にないがしろにされたわけではないと思いますけど、そこをこうもっと連携していこうみたいな話に改めてなりましたというような、イメージはそういうことなのかなと思っています。さっき申し上げたようなイメージが仮に合っているとすれば、どうやってこれを1枚の中に図解と文字で落とし込んでいくかなんだろうと思っています。逆に言うとこれだと一覧して分かる感じじゃない可能性はあるんでしょうね。それをここで整理しきるか、あとは本番の文章で読んで理解するとき図が浮かぶように書いていただければなんですけど。この図は、この後出てきますか。次の本番というか、成果物が上がってきたりする段階でもこれは出てきますか。

## 松下教育長

本番では出てきません。文章だけの資料です。でもいろんなところでこれは使いたいので、だからこういう形で意見をいただいてどんどんブラッシュアップしていきたいところはあります。

## 西森委員

持っておられるイメージが、なかなかうまく落とし込みきれていないかもしれないですね。どうしたらいいんでしょう。すみません、今更ながら思いましたので。

## 松下教育長

こうしましょう。黄色の両矢印を連携がもっと分かるように直しましょう。

## 学校教育課学力向上指導監

はい。

## 野並委員

関連のうちの一環ですが、GIGAスクールと不登校対策は関連がないのでしょうか。何か落とし込めないですか。あまりそこまでの成果はまだ出てきていないのでしょうか。学校へ来なくてもキュビナで学習が保障されていますのように。

## 学校教育課教育企画監

不登校の子たちも当然デジタルを使って解決していく、改善していく視点が必要だと思います。言葉になるとちょっと弱い部分があります。

## 松下教育長

まだ胸を張ってこのようにやっていますというところまではきていない、いろんな切り口でやってはいますけど、ちょっとここに載せるまではというところですよ。

## 野並委員

ありがとうございます。

## 学校教育課教育企画監

やっていく必要はあります。

## 松下教育長

やっているということは間違いありません。

## 森田委員

野並先生が今おっしゃったところですが、やっぱり今学校に通えない人たちも増えてきているところで、そういうGIGAスクールのようなこういうデジタルは使えませんという自治体と、積極的にやっているところで差が出てきたら、このモデルの有効性を出せると思うので個別でいろいろやることはあると思いますけど、やっぱりその関係性はすごく大事だと思います。

## 松下教育長

高知市教育委員会として取り組む必要がということですよ。

## 谷委員

不登校をどこかへ入れたらどうでしょうね。この「令和6年度正式運用開始」の「学びの個別最適化」のところで、不登校対応も何か検討のような形でせつくなので入れたいですね。高知市としては、どの子供でもGIGAスクール構想の中で学べるんだというようなものをほしいですね。

## 西森委員

今GIGAに話が戻っているんですよ。GIGAの右斜め上の「令和6年度モデル校研究推進校」として「好事例発信」とありますが、この中にその遠隔地にいる児童生徒とつながっている例みたいなのは入る可能性がございませうか。結局そういうことだと思います。極論すればオンラインというのは、むしろ離れているときにこそ本領発揮するところがあると思っております、大人で言うと在宅ワークですが、それをあまりすると学校という体制自体が崩壊してしまうので難しいところもあると思いますけれど、教室にいてすでに交流がリアルでできる子たちがどういうふうにかこれを使ってという形の好事例も当然大事で、ただそこに例外的に、それこそコロナで今日お休みしているけどびんびんしていますというようなお子さんがつながれる、これも好事例として上げていくことができやしないかというふうに思ったりします。そうするとそれはひょっとしたら不登校のお子さんとのつながりのヒントになり得るのではないかなと思うんです。そういったのは視界に入っていないらっしゃるのでしょうか。

## 学校教育課教育企画監

正直申しますと、その辺の守備範囲が非常に限定的であったと思いますので、十分に実態を捉えられていない部分が我々のチームとしてあります。そこが研究所ともう少し連携を深めて不登校やあるいは遠隔そういった部分について情報収集して取組に加える必要があると思っております。

## 西森委員

ここにいるお子さん方で、ひょっとしたら不登校だけ教育研究所に通っていらっしゃるという方々もこの学校の中にいるかもしれないですね。そのときに自宅から、研究所からつながることがもできたら、いろんなふうに面白いなと思いました。

## 森田委員

この好事例の「好」というのはどういう意味付けでしょうか。学校に通っている子の成績が、30点から50点になったという意味での好事例なのか、いろんな事情でお家にいる子供たちが学びを止めないようになれた事例とか、空間を超えられるとか、いろんな「好」というのを教育委員会で発信することができれば、例えば私立でそういうことはやっていませんが、公立ではここまでできていますなど、非常にアピールができるのではないだろうか、そんなようにも考えました。

## 松下教育長

不登校をどうしましょうか。

## 学校教育課教育企画監

どういったことができるのか、もう一回見つめ直したいと思います。

## 松下教育長

一旦これで承認していただいて、不登校に対していっぱいいろんなことをやっているけれど、そのうちのひとつとして、教育委員会として打ち出すというのは大事なことだと思うので、実際にやっていることなので検討していきます。

## 谷委員

G I G Aに研究所の担当もいますか。

## 学校教育課教育企画監

はい、います

## 谷委員

同じ研究所の職員で連携も取りやすいと思うので、やろうと思ったらできないこともないと思います。スタートし始めましたという感じですね。

## 学校教育課教育企画監

不登校の対策対応というのは主に研究所がやっている部分がありますので、そこにG I G Aがどう関わっていけるかというところです。

## 谷委員

G I G Aスクール構想をするのが教育委員会でその一部が研究所ですね。それは研究所も当然やっていかないといけないという気がします。市原さんが全部やらないといけないということはないので、研究所である程度やってもらうような感じでG I G Aスクールということではないですかね。不登校は文科省もすごい今力を入れてやっているときなので、本市として何かどこかに入れたいなという気がします。研究所とも話をしてもらって、検討課題でしょうか。

## 松下教育長

はい。一旦これで構いませんでしょうか。

## 委員一同

【異議なし】

## 松下教育長

それでは、報告事項をこれで終わります。

日程第2 市教委第27号「令和7年度使用高知地区教科用図書採択について」、日程第3 市教委第28号「令和7年度使用高知地区中・義務教育学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。）の採択について」及び日程第4 市教委第29号「令和7年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第

9条の規定に基づく一般図書の採択について」の議題ですが、この3案件は、8月末までの間、時限秘の内容となっておりますので秘密会としてよろしいでしょうか。

委員一同

【異議なし】

松下教育長

御異議なしと認めます。よってこれより秘密会といたします。

日程第2 市教委第27号「令和7年度使用高知地区教科用図書採択について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課長

市教委第27号「令和7年度使用高知地区教科用図書採択について」説明させていただきます。令和7年度から高知市立中・義務教育学校において使用する教科書を採択する審議に際しまして、御確認いただきたいことがございます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第6項には、「教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は、自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。」と規定されております。つきましては、森田委員さんが、中学校及び高等学校「家庭科」の教科書における執筆等に携わっておられますことから、先ほどお伝えいたしました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第6項の規定に基づきまして、公正確保のため、今後の「技術・家庭科（家庭分野）」に係る教科書採択審議に限りまして、森田委員さんに御退席いただくことをお諮り下さいますようお願いいたします。なお、その他の教科（種目）の教科書採択審議の際、森田委員さんは中学校及び高等学校「家庭科」の教科書に係る執筆以外、特に利害関係が認められていないため、審議に御参加いただくことを併せてお諮り下さいますようお願いいたします。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

松下教育長

御意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第27号「令和7年度使用高知地区教科用図書採択について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第27号は、原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第28号「令和7年度使用高知地区中・義務教育学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。）の採択について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第28号「令和7年度使用高知地区中・義務教育学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。）の採択について」説明させていただきます。まず、資料の説明をいたします。資料1の1ページから2ページは、本市の「教科書採択の仕組み」と「調査研究方針」でございます。4月定例会で御説明いたしましたとおり、中学校教科用図書につきましては、「調査研究委員会」からの各教科の専門的な調査研究結果を下に、採択協議会において3種選定の協議が丁寧に行われております。3ページは、本日の定例教育委員会に先立ちまして、採択協議会の近森会長から教育委員会へ提出された答申でございます。この採択協議会からの答申でございますが、10教科16種目につきまして、調査研究方針に基づき、種目ごとに3種が選定されております。資料2は文部科学省作成の令和7年度使用中学校教科書目録の掲載図書一覧でございます。表の中で丸

が入っている箇所が、文部科学省の検定を合格し目録に登録された教科書となります。また、それぞれの丸の横に米印のあるものが、令和2年度に本市で採択をされ、現在使用している教科書を示しております。国語の欄を例にいたしますと、光村図書出版株式会社発行の教科書を使用しているということでございます。資料3は採択協議会からの「令和7年度使用教科用図書についての報告書」になります。そちらを御覧ください。資料3の1ページを御覧いただきますと、こちらには国語において選定された3種に共通する特徴が記載されております。そして2ページから6ページまでが、発行者ごとの報告書資料となっております。なお、採択協議会の役割は「種目ごとに3種を選定すること」でございますので、その3種の評価や順位性については記載いたしておりません。以下、国語と同様に、種目ごとに「選定された3種に共通する特徴」と「発行者ごとの報告書資料」が記載されております。また、資料3の35ページを御覧ください。地図は2種のみでの発行でございますが、採択協議会におきまして、今回、その全てがふさわしいものとして選定されております。そして地図と同様に、58ページの音楽一般や61ページの音楽器楽も2種のみでの発行でございますが、採択協議会におきまして、今回、その全てがふさわしいものとして選定されております。協議に当たりまして、委員さんの後ろには、採択協議会で3種選定された教科書見本及び3種以外の教科書につきましても、見本本を見ることができるよう用意しております。本日は、採択協議会からの答申を参考にいただきまして、種目ごとに1種ずつ、採択していただきますようお願いいたします。それでは、委員の皆様、よろしく御願いいたします。

#### 松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。もしよろしければこの案件については、本日の委員会のみで結論を出すことは難しいと思います。次回の委員会までに資料に目を通して、その上で結論を出してはどうかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

#### 委員一同

【異議なし】

#### 松下教育長

それでは、市教委第28号「令和7年度使用高知地区中・義務教育学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。）の採択について」は、継続審議といたします。それまでに、資料にお目通しくださるようお願いいたします。

日程第4 市教委第29号「令和7年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

#### 学校教育課長

市教委第29号「令和7年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」説明いたします。

資料1を御覧ください。初めに、「学校教育法附則第9条による教科用図書」について説明いたします。(1)について、補足説明いたします。小・中・義務教育学校の特別支援学級及び特別支援学校においては、学校教育法附則第9条の規定により、学校教育法第34条に定める教科用図書以外の図書を教科用図書として使用することができます。学校教育法第34条に定める教科用図書とは、同学校教育法第34条第1項には、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」と定められており、この規定は、中・義務教育学校及び特別支援学校にも準用されます。しかしながら、特別支援学級や特別支援学校において用いるための検定済教科書は、現在発行されておられません。また、文部科学省が「文部科学省著作教科書」を編集・発行していますが、その種類は限られております。そこで、特別支援学級及び特別支援学校においては、学校教育法附則第9条の規定により、検定済教科書や文部科学省著作教科書以外の図書を教科書として使用することができることになっておりまして、

この図書を通称「9条図書」と呼んでおります。続いて(2)についてですが、この9条図書は、検定済教科書では子供の学習に適切でないという場合に使用するものですので、これを用いる場合には、検定済教科書の支給を受けずに、代わりに9条図書の支給を受けるということになります。なお、9条図書は、検定済教科書と同様に無償で給与され、支給された図書は子供個人のものとなります。(3)についてですが、9条図書は、特別支援教育の教育課程に即して用いられるものですので、教育課程上にない教科に対しては支給できません。(4)についてですが、9条図書は、検定済教科書のように日々これを用いて授業を行うというのではなく、子供の学習活動を発展・拡大させていくための一つの題材として活用されることが多いものでございます。特別支援学級や特別支援学校におきましては、各教科等にわたる内容を総合的に学習することが多くございますが、9条図書はこうした学習活動に対する子供たちの意欲を引き出したり、劇やものづくりなどの活動へと発展・拡大させていくための題材として活用したりすることが多くなっております。

次に、9条図書の採択について説明いたします。採択の流れにつきましては、資料2の1ページを御覧ください。高知県教育委員会からの指導・助言を得て、本市教育委員会事務局（教育研究所特別支援教育班）が学校代表の意見を参考に調査研究を行い、本教育委員会で、審議を行い採択をお願いするものです。2ページを御覧ください。本年度の本市における学校教育法附則第9条の規定による一般図書選定基準を示しています。この内容におきましては、本年度の県教育委員会の一般図書選定基準によるものを引用しております。9条図書は、平成15年度以降、採択された図書を順次追加していく形にさせていただいておまして、資料3にございますように本年度までに538冊の一般図書を一覧に掲載しております。ただし、絶版、品切れ等の理由により入手困難な図書があることから、実際には444冊の一般図書の中から選べるようになっております。検定済教科書の採択とは異なり、年度を追って順次図書を追加しておりますのは、できるだけ広い選択肢の中から、子供たちの実態に応じてより良い図書を選択できるようにするためでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。令和7年度以降用として新たに調査を行う一般図書一覧でございます。3ページのナンバー1から10までの10冊については、県教育委員会からの指導・助言を受けた図書でございます。4ページのナンバー11から16までの6冊については、本市において学校現場からの使用の希望を参考に選んだ図書でございます。よって、合計16冊において、本日御審議をお願いいたします。5ページ以降は、この16冊の本の内容構成や印刷・表現、価格等について調査・研究した結果でございます。

こちらに、16冊の見本の本を用意してありますので、御覧いただければと思います。本日は、この16冊について採択を審議していただきたく存じます。9条図書の御説明は、以上でございます。

それでは、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

#### **松下教育長**

こちらが3ページの教科書でこちら側が4ページの6冊です。3ページのこちら側が県の10冊です。去年はピアノがあったりしました。それからいつも話題になるのがドリルです。ドリルがあった場合には、これを教科書と呼んでいいのかという部分がありました。見る限りそういうものはないというところ です。

#### **西森委員**

質問します。この図書コード未定というのは、これから発行されるイメージですか。

#### **教育研究所百田指導主事**

国の一般図書の一覧に乗る場合には、その図書コードというものがその本に付くのでそれが県とか市のレベルの一覧ではまだ図書コードはなく、そこに入ればそれが付きますし、入らなければ付かないままです。

#### **西森委員**

図書コードがついている本は、もう国の方で登録されている本ということですか。

**教育研究所百田指導主事**

はい、そうなります。

**西森委員**

ありがとうございます。

**谷委員**

この「トラブル対策」というのは難しすぎませんか。そうでもないですか。

**教育研究所谷指導主事**

県から採択されたもので、生活であったり、それから道徳であったり、総合であったりの教科で学習するとなっています。

**教育研究所百田指導主事**

恐らく中学部のお子さんで学習が必要になってきます。また、小中とはいっても、高等部に向けてそのような学習をする時間があると思いますので、そういう中で使用されるものになっております。

**谷委員**

分かりました。

**西森委員**

質問です。今年というかこの性的な話の本が増えている感じは、今のご時世という感じですか。

**教育研究所谷指導主事**

学校現場から、プールの学習において必要だということで選択されたものです。

**西森委員**

「だいじだいじどーこだ?」「教えてくもくん」「いいタッチわるいタッチ」辺りがそうですね。

**教育研究所谷指導主事**

はい。

**谷委員**

「にじいろのしまうま」もそうじゃないでしょうか。

**教育研究所谷指導主事**

そちらは道徳であったり、国語であったり図画工作の方で選択されたものです。

**教育研究所百田指導主事**

「にじいろのしまうま」は、友達のために、仲間のためにというようなテーマの教科書になっています。

**谷委員**

今のいわゆる「にじいろ」というのとはまた違いますか。

**教育研究所百田指導主事**

はい、違います。

**森田委員**

優先尊重というところもありますか。

**教育研究所百田指導主事**

そういう部分もあります。

**谷委員**

「ひまわり」はどういった意味がありますか。

**教育研究所百田指導主事**

生活科で植物を育てたりするのに当たり、一番最初にこういうふうには植物が育っていくよというふうなお話をするのにまず導入の部分で使ったり、日頃の国語の授業の中で使ったりするような本です。



谷委員

国語ですか。

教育研究所百田指導主事

読み聞かせという部分も含めたということです。

谷委員

はい、良いと思います。

松下教育長

よろしいでしょうか。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第29号「令和7年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第29号は、原案のとおり決しました。

秘密会を解きます。

以上で本日の議事日程を全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時10分

署 名

教育長 \_\_\_\_\_

4番委員 \_\_\_\_\_